

まほろば秦野通信

令和4年3月24日

タイトル	「秦野市犯罪被害者等支援条例」に基づく 神奈川県秦野警察署との連携協力に関する協定を締結
When (いつ)	3月29日(火曜日) 午後2時～
Where (どこで)	市役所本庁舎3階市長応接室
Who (だれが)	神奈川県警察本部警務課被害者支援室長 竹内 洋一 氏 神奈川県秦野警察署長 岩淵 浩二 氏 神奈川県秦野警察署警務課長 唐澤 毅 氏
What (なにを)	条例を施行するにあたり、本市および神奈川県秦野警察署が相互に連携・協力して犯罪被害者等に接することで、権利利益の保護並びに被害の軽減や回復を図り、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、連携協力に関する協定を締結します。 【連携協定に基づく連携事項】 ① 犯罪被害者等が必要とする支援に関すること ② 条例の広報に関すること ③ 市民等への啓発に関すること
How (どのように)	
Why (なぜ)	
過去の実績	本市において、犯罪被害者等支援に関する協定は今回が初めてとなります。 【令和3年5～6月】 条例制定にあたり、支援関係機関との調整及び意見聴取、被害者遺族からの意見聴取を実施 【5月】 支援に関して庁内関係各課との連携・協力体制を深めることを目的として、支援庁内検討会を開催 【10月】 支援について、市民への周知及び理解促進を図るため、被害者遺族の方をお招きして講演会を実施
今後の取り組み	今後、本協定に基づき、犯罪被害者等支援において総合的な支援体制の整備を行うとともに、支援施策について啓発および講演会等のさまざまな取り組みを検討し、実施していきます。
ホームページ URL	https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1628675286597/index.html
問い合わせ	市民相談人権課 市民相談担当：櫻井 電話：0463(82)5128